

ドイツからの家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について

ドイツ家畜衛生当局からの情報により、同国における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同国に対する家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとしました。

1. ドイツにおける高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生を受け、平成 19 年 7 月 9 日以降、同国から輸出される家きん及び家きん肉等について輸入一時停止措置を講じていたところである。
2. 今般、ドイツ家畜衛生当局からの情報により、同国における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同国に対する家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとし、関係機関に通知した。

関連資料：

ドイツからの家きん肉等の輸入一時停止措置について

http://www.maff.go.jp/j/press/2007/20070709press_4.html

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：熊谷、高木

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>